

様式第 1

意見書

平成 20 年 11 月 21 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム
事務局長 岸原 孝昌
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「通信プラットフォーム研究会」報告書案に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

通信プラットフォーム研究会」報告書 に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

報告書案全般について

報告書案には、通信プラットフォームに関する基本的な視点から具体的な方向性までが網羅されており、その方向性について基本的に賛同する。今後、多様なビジネスモデルを出現させるような通信プラットフォームを構築するには、細部にわたった十分な検討が必要であると考えため以下のように意見を提出する。

端末等の仕様について

端末等の仕様がオープン化された場合、多様なプラットフォームが登場することで多様なビジネスモデルの出現が期待できる一方で、メーカーの独自にコスト低減のため端末機能の低下をもたらすことも想定される。

利用者にとっても多様な端末から自分の希望にあった端末を選択するうえで、仕様が簡便に確認できるような表示がなければ混乱をきたすことも考えられる。

このような状況に対処するためには、コンテンツ配信事業者や利用者のニーズが仕様に反映されるようなスキームが必要であり、また利用者が簡便に端末の仕様を認識できるためのブランドかレイティングが必要であると考え。

この場合の、レイティングには、自社で行う領域と第三者が認証する等の領域が想定される。

具体的には以下のようなモデルが例として考えられる。

1. 端末仕様の公開

- 1) メーカー自身による端末仕様の公開
- 2) メーカー以外のベンダーによる仕様の公開 (OS、アプリケーションプラットフォーム、デバイス等)

2. 公開された仕様に基づく利用のオープン化のため第三者が分類や互換性レイティングの基準を策定して表示する。

多様なポータルとリンクアウトについて

多様なポータルの登場とそれらを連携するためのリンクアウトに関して、多様なビジネスモデルの出現を創出するためには非常に重要であると考えます。

但し、利用者がどのポータル（ブランド）を利用しているか認識できないと思われ、トラブルに巻き込まれる可能性もあるため、リンクアウトに関しては、利用者保護、青少年の健全な育成、事業者の責任範囲の明確化、といった視点とユニバーサルデザインの視点で、統一的に利用者啓蒙を進める必要があると考えます。

例としては以下が考えられる。

- ・ブリッジページや注意喚起の表記
- ・ブラウザ領域でのサイト事業者名の表示

認証・課金システムのオープン化と ID ポータビリティについて

認証・課金システムに関しては、多様なビジネスモデル創出のためには、複数の事業者が提供できる環境が必要であると考えます。

その上で ID ポータビリティに関しては、今後モバイルによる認証・課金がすべての情報機器に利用されるシングルサインオン環境が想定されるため、単なる通信事業者間での ID を移動する方策ではなく、インターネット全体の認証を考慮した検討が望まれる。その場合に、インターネットの標準仕様である IPv6 等との十分な調整が必要である。

ライフログについて

個人認証が可能で、常時携帯しているというモバイルの特性を活かしたビジネスモデル創出には、ライフログの活用は必須と考える。

一方で、利便性を提供する目的であっても利用者のライフログを利用するためには、利用者の認知または承諾が必要であるが、大きく利用形態に分けて「統計的な情報利用への認知」と「個人情報利用への承諾」があると考えます。

この 2 種類の情報は利用者へあたえる影響が大きく異なるため、明確に区別した検討が必要である。

サイトの事業譲渡等について

今後、多様なビジネスモデルを短期間に出現させるためには、既存のサイトを自由に譲渡、買収あるいは撤退ができる環境が必要であると考えます。

現状は、明確な基準等が存在しないため、サイトを譲渡した場合に既存会員の解約等が必要な場合もあり、多様なモデル創出の障害になっていると考えられる。

但し、利用者保護のためには、サイトの運営主体が変わることによって、大きな影

響を与えるような場合は、利用者へ選択する機会を与える等の基準も必要であるだろう。

通信事業者による規制ではなく、利用者保護の観点と業界発展の観点から、自主規制、ガイドライン策定の検討が必要であるため、今回の検討アジェンダとして追加すべきである。

協議会等の運営について

今後、様々な検討が協議会等で進められる予定であるが、その場合に現状のモデル大きな影響を与えない現実的な移行を考慮することが重要である。

既にモバイルビジネスは、1兆円をこえる市場となっており、多数のプレイヤーと利用者が日々利用していることを考慮して、新たなビジネスモデルによる新市場創出を進めていただきたい。

また、検討アジェンダ毎に検討の場が細分化されすぎる傾向があるので、相互連携が取れるような全体デザインの検討も考慮いただきたい。